社標使用規約（案）

第１条　趣旨

本社標使用規約（以下、「本規約」という。）は、東ソー株式会社（以下、「甲」という。）と、甲と資本関係を有し、甲の社標（以下、「本件社標」という。）の使用を希望して甲に対して別紙の申請書を提出した甲の関係会社（以下、「乙」という。）との間において、甲及び乙による本件社標の使用に関連する遵守事項を規定することを目的とする。

第２条　定義

1　「資本関係」とは、一方の会社（以下、「親会社」という。）が他の会社（以下、「子会社」という。）の意思決定機関の総議決権の過半数を有する関係その他意思決定機関を実質的に支配する関係をいう。また、親会社及び子会社又は子会社が、他の会社の意思決定機関の総議決権の過半数を有する場合その他意思決定機関を実質的に支配している関係にある場合における、親会社と当該他の会社の関係もこれにあたるものとする。

2　「社標」とは、法人自体を表すシンボルマークとして、商品又はその包装、役務の提供にかかる資料、役員・従業員の名刺、ステーショナリー、社屋サイン等に使用する標章をいう。

3　「標章」とは、商号、商標、社標の定義に該当するか否かにかかわらず、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらが結合したものをいう。

4　「使用」とは、乙が、その事業の範囲において、甲との資本関係を有することを示す目的で、標章を付する行為をいう。なお、かかる使用は、日本商標法（昭和 34 年 4 月 13 日法律第 127 号、その後の改正を含む。）に定める使用に限らず、甲の社標に関する「東ソーデザインマニュアル（関係会社向け）」及び「Tosoh Corporate Visual Identity Guidelines」（以下、併せて「ガイドライン」という）に掲げる態様で本件社標を用いることも含むものとする。

5　「本件社標」とは、本規約末尾に記載した甲の社標をいう。

6　「営業日」とは、土曜、日曜及び日本における法律上の休日以外の日をいう。

第３条　使用許諾

甲は乙に対し、第 4 条以下第 14 条までの規定を条件に、別紙の申請書に記載する地域における本件社標の使用を非独占的に許諾する。

第４条　使用態様・遵守事項等

1　乙は、本件社標の全部を単独又は乙の商号との組合せでのみ使用するものとし、本件社標の全部を乙の商品又は役務の名称又は商標・サービスマークとの組合せで使用することはできないものとする。

2　乙は、本規約及びガイドラインに従って、本件社標を使用しなければならない。

3　乙は、本件社標に類似する標章、又は東ソー若しくは TOSOH にかかる外国語表記を含む標章を、甲の事前の書面同意なく使用してはならない。

4　乙は、本件社標を第三者に使用許諾することはできない。ただし、乙が代理店への使用許諾を希望し、甲が乙と協議の上これを書面により事前に許諾したときは、この限りでない。

5　本条第 4 項に関わらず、乙が自発的に第三者のウェブサイトその他の媒体に本件社標を表示又は表示させる際、乙がかかる表示をいつでも修正又は削除することができ、かかる使用が本使用規約に定める態様に違反しない限りにおいては、乙は甲から別個の書面による使用許諾を要しない。ただし、乙は甲が指示した場合、直ちにかかる表示を修正又は削除しなければならない。

6　乙は、本件社標と同一若しくはこれに類似する標章、又は東ソー若しくは TOSOH にかかる外国語表記を含む標章を、いかなる地域においても商標出願してはならない。

7　乙は、東ソー若しくは TOSOH にかかる外国語表記又は本件社標を含む標章を、乙の商品又は役務の名称又は商標・サービスマークとの組合せで使用してはならない。

8　乙は甲に対し、乙が本件社標につき先使用権を有しないことを表明し保証する。

第 5 条　本件社標に関する当事者の協力義務等

1　乙は、甲が本件社標について、関連する権利の保全あるいは権利行使を行う場合、これに協力するものとする。ただし、甲は、権利の保全あるいは権利行使を義務づけられるものではない。

2　乙は、本件社標の不正使用その他本件社標にかかる商標権が第三者によって侵害され、若しくは侵害されるおそれがあることを発見した場合、又は本件社標の使用が第三者の権利を侵害し、若しくは侵害するおそれがあることを発見した場合には、乙は甲に対してこれを直ちに通知するものとし、甲の指示に従うものとする。

3　乙による本件社標の使用に起因して甲又は第三者に損害が発生した場合には、乙は、その処理解決にあたるものとし、甲又は当該第三者にその損害を補償するものとする。

4　甲及び乙は、甲が、本件社標に関し乙の通常使用権の登録その他各国法においてこれに類似する手続を行う義務はないことを確認する。

5　甲は乙に対し、本件社標の使用が第三者のいかなる権利にも抵触するものではないこと、及び甲が本件社標につき別紙の申請書に記載する地域において商標権の取得が可能であることを、保証するものではない。

6　本条第 3 項ないし第 6 項は、本規約終了後も有効に存続するものとする。

第 6 条　対価

第 3 条に基づく、甲の乙に対する本件社標の使用許諾の対価は、無償とする。

第7条　規約上の地位の譲渡

乙は、甲の事前の書面による承諾を得なければ、本規約に基づく地位又は権利義務の全部若しくは一部を第三者に対して譲渡、移転、貸与、又は担保に供することはできないものとする。

第8条　品質保持

1　乙は、本件社標を使用する商品・役務及び事業の質の維持管理に努め、関連法規を遵守するものとし、本件社標の信用を毀損する行為を一切行わないものとする。

2　乙による本件社標の使用が前項の規定に反するおそれがあるときは、甲は乙に対し改善を求めることができ、乙は直ちに当該改善要求に応じるものとする。

第9条　規約の改定

甲が本規約又はガイドラインについて、改定希望日の30営業日前までに改定内容を乙に通知した場合には、当該改定内容が合理的である限り、改定希望日をもってその旨改定されるものとする。

第10条 有効期間

本規約は、甲が乙から別紙の申請書を受領した日より有効となり、同日から数えて最初に到来する3月31日まで有効に存続するものとする。なお、本規約期間の終了する90営業日前までに甲又は乙のいずれか一方から相手方に対して、規約を更新しない旨を書面で通知しない限り、本規約は同一の条件でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

第11条 解除

甲は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、乙に対して書面で通知することにより、本規約を解除することができる。

(1) 乙と甲との資本関係が解消された場合

(2) 乙に本規約上の義務の違反があり、乙に対して書面により催告したにもかかわらず、当該催告が乙に到達した日から14営業日が経過する日までに当該違反が是正されなかった場合

(3) 乙が甲の信用に重大な損害又は危害を及ぼしたか、又はそのおそれがある場合

(4) 乙につき、解散、清算若しくは破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算その他これらに類する倒産手続の開始の申立てがなされた場合又はこれらの手続が開始された場合

(5) 乙が第三者に事業の全部又は重要な一部を譲渡した場合

(6) 乙が直接又は間接を問わず本件社標の権利の有効性について争った場合

(7) 甲が乙に対し解約希望日の90営業日までに書面をもって通知した場合

第 12 条 終了後の義務

1　乙は、本規約の終了後、当事者間で別途合意の無い限りいかなる対象物又は媒体にも本件社標又はこれに類似する標章を使用してはならない。

2　乙は、本規約の終了後、当事者間で別途合意の無い限り、直ちに、甲の指示に従い、乙の責任及び費用負担により、本件社標が使用されている一切の媒体を甲に引き渡し、又は廃棄若しくは消去した上その旨を証する書面を甲に提出しなければならない。

第 13 条 準拠法及び言語

本規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。本規約は、日本語を正本とし、その翻訳は便宜のために作成されるものであって本規約の内容又は意味若しくは解釈に影響を与えないものとする。

第 14 条 紛争解決

1　本規約の条項の解釈又は本規約に定めの無い事項につき疑義又は紛争が生じた場合には、甲及び乙は誠意をもって協議解決することを目指すものとする。

2　本規約の存在、有効性又は終了等、本規約から生じる又は本規約に関連する一切の紛争は、一般社団法人日本商事仲裁協会商事仲裁規則に従って仲裁により終局的に解決するものとする。仲裁地は日本国東京、仲裁言語は日本語とし、仲裁人は日本法実務の資格及び経験 10 年以上を有する弁護士又は元裁判官 1 名とする。

本件社標

TOSOH